

令和3年第8回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和3年8月30日（月）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

## 第 8 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 3 年 8 月 30 日、第 8 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

### 会議に出席した委員

2	吉川	充	8	小野	たづ子
3	曾根	覚	9	井上	俊春
4	鈴木	寛幸	10	小泉	聡
5	小林	多賀雄	11	草薙	初夫
6	飯島	英勝	12	大矢	義孝
7	大木	秀春			

### 会議を欠席した委員

1 加藤 博之

### 会議に遅刻した委員

### 会議を早退した委員

### 会議に出席した農地利用最適化推進委員

大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- |   |      |    |    |
|---|------|----|----|
| 1 | 事務局長 | 山本 | 浩由 |
| 2 | 次長   | 曾根 | 和士 |
| 3 | 庶務係長 | 曾根 | 裕次 |
| 4 | 主事   | 増島 | 亨  |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第15号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第16号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第38号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 議案第39号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 1 時30分開会

議 長

ただいまの出席委員は11人で、定足数に達しております。

これより令和3年第8回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

なお、1番加藤博之委員から欠席の届出が出ておりますので、ご報告いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、4番鈴木寛幸委員、11番草薙初夫委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存じます。

まず1の会務報告です。今回は、令和3年7月28日（水）から令和3年8月29日（日）までの概要でございます。

先月、7月28日（水）、この場所におきまして、令和3年第7回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、2件、2筆の農地転用届出、農地法第5条、2件、2筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1件、1筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2件、33筆、農用地利用集積計画について、1件、1筆、の4議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

8月24日（火）には農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行いました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計5件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。

議 長

ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第15号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第16号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事 務 局 日程第3、報告第15号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和3年8月30日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

続きまして、日程第4、報告第16号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和3年8月30日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

最終ページの総括表をご覧ください。

法第4条届出につきましては、畑で、筆数が2筆、地積が231㎡、筆数の合計が2筆、地積の合計が231㎡、届出等件数は1件。

法第5条届出について、畑、4筆、地積、2,465㎡、筆数の合計が4筆、地積の合計が2,465㎡、届出件数は2件です。

以上でございます。

議 長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第38号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第5、議案第38号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を

引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和3年8月30日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

こちらの証明でございますが、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に、3年ごとに税務署に提出する引き続き農業経営を行っている旨の証明でございます。

資料3ページをご覧ください。

座間1丁目にお住まいの■■■■さんからの申請でございます。

申請人の住所ですが、座間市座間1丁目■■■■、氏名■■■■、引き続き農業経営を行っている期間が、平成30年8月2日から令和3年8月30日まで。

特例適用農地ですが、番号1、座間1丁目■■■■、地目、畑、地積、237㎡。番号2、座間1丁目■■■■、地目、畑、地積、482㎡。番号3、座間1丁目■■■■、地目、田、地積、793㎡。番号4、座間1丁目■■■■、地目、田、地積、189㎡。番号5、座間1丁目■■■■、地目、田、地積、565㎡。合計が5筆、地積、2,266㎡でございます。

案内図につきましては、4ページから6ページをご覧ください。

座間1丁目にある鳩川児童館の南側に位置する市街化区域の生産緑地、2筆。それと、座間児童館の西側に位置する調整区域の田、3筆でございます。

■■■■さんでございますが、平成29年11月に、父の■■■■さんが亡くなられ、長男である■■■■さんが当該の農地を相続し、今回が1回目の証明となります。

営農状況ですが、■■■■さんは、お父様が亡くなられる前から一緒に耕作しており、農地も適正に管理されております。農機具等につきましては、耕耘機やトラクター、田植機を所有し、意欲的に農業をされている方でございます。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま、議案第38号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小野農地副部長より協議概要の報告を求めます。

小野農地副部長 議案第38号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてですが、先日、農地部会で現地を確認し、協議を行いました。

現地についてですが、まず4ページの2番と1番ですが、サトイモ、ミニトマト、それから、ナスなどが植えられておりまして、例年、草刈りは行っているとのことで、

今年度も夏野菜を終えたところで草刈りの予定があるということでございます。特に問題はないと協議いたしました。

続けてさせていただきます。

次に5ページですが、3番、4番です。ここは、田ですが、稲が作っております、特に問題はありません。

次の6ページですが、5番のところも田で、稲がほどよく生育されておまして、特に問題はないと、現地を確認し、協議をいたしました。

以上でございます。

議 長 議案第38号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川委員 ただいまの副部会長の説明のとおりでございます。特に問題ありません。

議 長 農地副部長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第38号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、農地副部長報告は「承認」であります。農地副部長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第38号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第39号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第39号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和3年8月30日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料7ページをご覧ください。

申請人でございますが、座間市栗原■■■■■にお住まいの、■■■■■さんです。引き続き農業経営を行っている期間は、平成30年8月22日から令和3年8月30日まで

す。

特例適用農地ですが、番号1、座間1丁目 [ ]、地目、田、地積、694㎡。番号2、栗原字中丸 [ ]、地目、畑、地積、1,120㎡。番号3、栗原字小池谷 [ ]、地目、畑、地積、230㎡。番号4、栗原字小池谷 [ ]、地目、畑、地積、56㎡。番号5、栗原字小池谷 [ ]、地目、原野、地積、210㎡。番号6、ひばりが丘5丁目 [ ]、地目、畑、地積、793㎡。合計が6筆、地積、3,103㎡でございます。

本件は、小池の [ ] さんからの申請でございます。

[ ] さんは、平成14年の相続により、農地6筆を相続税納税猶予として受けられ、今回で5回目の証明となります。

案内図につきましては、資料の8ページから11ページをご覧いただきたいと思いません。

中河原地内にある調整区域の田、1筆。それから、栗原にありますS I P座間の西側に位置する畑、1筆。それから、[ ] さんの自宅の前の畑が3筆。それから、ひばりが丘5丁目の市街化区域の生産緑地の畑、1筆の合計6筆でございます。

[ ] さんでございますが、主に長男の [ ] さんが露地野菜を中心に水稻作なども作付され、精力的に農業経営をされております。農機具は、トラクター、耕耘機、田植機を所有され、適正に農地を管理されております。

内容につきましては以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいま、議案第39号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小野農地副部長より協議概要の報告を求めます。

小野農地副部長 それでは、議案第39号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてお話しいたします。

この地は、先日の農地部会で確認し、協議を行いました。

申請人の [ ] さんは、事務局のお話のとおり、長男の [ ] さん、元農業委員の方が実際には管理をされております。

それでは、8ページの1番ですが、ここは、田で、稲も良好に育っております、特に問題はなしと判断いたしました。

2番の梅林ですが、枝落としは一応されているのですが、その枝落としをされた枝



が良好に管理されていないといえますか、剪定したままになっておりますので、ここは条件付で、きちんと、この枝を管理しということで、条件付で事務局のほうにもお話しして、この件については指導していただくようにお話しをいたしました。

そして、次の5番ですが、      さんのご自宅の前なのですが、ここはミニトマトやナス、サトイモ等、一応、作付されておまして、草が若干伸びておまして、草刈りをする必要がありますので、ここは草刈り機も準備されておりますので、ここも草刈りをするよう指導するというので、了承をいたしました。

そして、最後に6番ですが、ここはサトイモ等を植えられておりましたが、手前に柿の木がございまして、ここに剪定された枝がまだ置かれておりますので、前回はとてきれいに管理をされていたということでございましたので、ここも条件付で、枝下ろしをした枝をきちんと管理をされるよう指導するというので、許可をいたしたいと農地部会でも判断をいたしました。

以上でございます。

議 長 議案第39号の地区担当委員は草薙初夫委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

草 薙 委 員 ただいま副部会長の報告のとおりでございます。それで、前回、農地部会の後、帰宅の途中、申請人のところに立ち寄りしましたところ、既に自宅前の畑については、草刈りを始めておりました。他の部分についても、枝等それなりに管理するというのを申しておりましたので、本件、問題ないと思います。

以上です。

議 長 農地副部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第39号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、農地副部会長報告は「承認」であります。農地副部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第39号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここで何かご意見等ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは、事務局から何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは、事務局のほうも特にないということですので、以上で令和3年第8回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時50分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 \_\_\_\_\_

4 番 \_\_\_\_\_

11 番 \_\_\_\_\_